

## 回 覧

平成 28 年 6 月 17 日

町内会各位

町田市立小山小学校  
PTA会長 遠矢 剛

### 「子ども110番の家」設置ご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、地域の皆様方には小山小学校PTA活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、小山小学校PTAでは地域の皆様方のご協力を頂きながら「子ども110番の家」の設置を進めております。「子ども110番の家」の看板は、町田市から提供を受けて市内全域で設置しております。小山地区でも1枚でも多くの看板が設置され、子ども達が安心して住むことができる町を、家庭と学校と地域全体で作っていきたいと思っております。

つきましては、右の「子ども110番の家」設置趣旨をご理解いただき、設置にご協力下さいますようお願い申し上げます。設置していただける場合は、下記の連絡先までお電話をお願いいたします。申込締切日は9月2日(金)とさせていただきます。

なお、看板の劣化などのために新しい看板を希望される方も、ご連絡をお願いいたします。その際、古い看板は各ご家庭で処分をお願いいたします。

#### <連絡先>

町田市立小山小学校

副校長 黒部 秀一

住 所：町田市小山町944番地

電 話：042-797-2733

締切日：9月2日(金)

### 「子ども110番の家」設置趣旨

- 1) 名 称 「子ども110番の家」
- 2) 定 義 子どもたちの学区内における非常時の一時的な避難所
- 3) 目 的 道路や公園その他屋外で、子どもが暴力行為・性犯罪・誘拐などの危険を感じた際の一時的避難所を設置することで、子どもたちの保護・安全を確保し被害から守る。  
  
また、これによる犯罪抑止・防犯意識の向上を高める。
- 4) 役 割
  - ・ 統一の表示看板を掲示する。
  - ・ 避難してきた子どもの保護を第一優先とする。
  - ・ 必要に応じて警察・家庭・学校へ連絡する。
  - ・ 知りえたプライバシーの保護に配慮する。※なお、一時保護した子どもが負傷していた場合でも、その責任を問われることはありません。また、犯人逮捕への協力は役割に含まれません。
- 5) 条 件 小山小学区内で、日中留守になることが比較的少なく、上記の「役割」遂行が可能な家庭、または商店・事業所などでPTA会員宅とは限らない。
- 6) 要 綱 「子ども110番の家」設置要綱に基づき遂行される。

以上